

## 可児市防除実施計画書

### 1. 特定外来生物の種類

ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）  
プロキユオン・ロトル（アライグマ）  
プロキユオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）

### 2. 防除を行う区域

可児市全域

### 3. 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4. 防除実施計画の見直し

防除実施計画については、5年（令和8年度）後に見直すものとする。

### 5. 防除の目的

防除を行う区域から完全排除することを長期的な目標とし、当面の目標としては、防除を行う区域における農業被害等の低減化を図ることとする。

なお、その他希少な動植物に被害が生じるおそれがある場合等の緊急時には、そのおそれを取り除くため緊急的な防除を実施することとする。

### 6. 防除の方法

#### (1) 調査

防除を行う区域において、過去の目撃情報や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）による捕獲委託の実績、関係者へのヒアリングにより、対象となる特定外来生物の生息分布等の知見を把握したところ、別紙「可児市全図」のとおり、アライグマ類は管内全域に分布、ヌートリアは主として青色で示した地域に分布している。

当該知見に基づき、当面下記の方法で防除を進めることとする。

なお、今後、防除の実施と並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

#### (2) 捕獲の方法

被害情報があった地点等に「はこわな」を設置し、捕獲を実施する。その方法は次のとおり。

①捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）は、鳥獣保護管理法による狩猟免許（わな猟免許）保持者とする。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、非免許所持者であっても従事者に含むことができる。

②従事者は、餌を入れた「はこわな」を設置し、原則としてその場所を一日一回定期的に巡視するものとする。

### (3) 捕獲の際の留意事項

捕獲の際には、次の事項に留意して行う。

①錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする。

②防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、防除実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行う。

③防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるように配慮するものとする。

④鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

⑤「はこわな」の設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。

⑥鳥獣保護管理法第12条第1項又は同条第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。

⑦防除を行うときは、あらかじめ土地所有者等の承諾を得ることとする。

### (4) 捕獲個体の処分

捕獲した個体は、すべて指定された処分場所へ搬送し、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、一般廃棄物として適正に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合には、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すこととする。

### (5) モニタリング

防除の実施と並行して、従事者による生息状況の観察と被害状況に係る地域住民からのヒアリングにより、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

### (6) 緊急的な防除

希少野生生物保護等の緊急的な防除を行う場合には、計画的防除に準ずることとする。

### (7) 従事者への指示等

従事者に対して、違反が生じないよう指導、監督するとともに、従事者台帳を整備する。

### (8) 普及啓発

防除実施内容について地域住民に知らせるため、広報誌やホームページへの掲載を行い防除内容の普及啓発に努め、今後も必要な措置を講じることとする。